

第18期 重要な会計方針

重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|---------|--|
| 関連会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| その他有価証券 | 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。 |
- (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権の評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・販売用不動産・仕掛販売用不動産・未成工事支出金
個別法による原価法によっております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|--------|---|
| 有形固定資産 | 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産 | ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| 長期前払費用 | 定額法を採用しております。 |
- (5) 繰延資産の処理方法
- | | |
|-------|--------------------------|
| 新株発行費 | 支出時に全額費用処理する方法を採用しております。 |
|-------|--------------------------|
- (6) 引当金の計上基準
- | | |
|---------|---|
| 貸倒引当金 | 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合 |

要支給額)を計上しております。

- (7) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (8) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
なお、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払消費税(投資その他の資産の「その他」)に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (9) 当期より、商法施行規則(平成14年3月29日 法務省令第22号 最終改正 平成15年9月22日 法務省令第68号)に基づいて計算書類等を作成しております。
- (10) 会計処理方法の変更 従来、販売費及び一般管理費に含めて表示していた「広告宣伝費等の不動産販売事業に直接関連する費用」を、当期より不動産販売原価に含めて表示することに変更いたしました。
この変更により、従来と同様の処理を行った場合に比べて、不動産販売原価が183,283千円多く表示され、販売費及び一般管理費が183,283千円少なく表示されておりますが、営業利益への影響はありません。
- (11) 1株当たり当期純利益に関する会計基準等 当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、当期において従来と同様の方法によった場合の1株当たりの当期純利益については、「損益計算書の注記」に記載しております。
- (12) 自己株式について 当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。